



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年9月16日金曜日 第1694号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	919
指定居宅支援事業の廃止（3件）.....	919
指定医師の所在地の変更.....	920
指定医師の辞退の届出.....	920
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	921
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	921
解除予定保安林.....	921
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	922
公有水面埋立免許（3件）.....	923
道路の区域変更（県道大洲保内線）.....	929
道路の供用開始（"）.....	929
道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....	929
道路の供用開始（"）.....	929
道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....	929
道路の供用開始（"）.....	930
道路の区域変更（一般国道197号）.....	930
道路の供用開始（"）.....	930
道路の区域変更（県道山鳥坂名荷谷線）.....	930

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	931
道路の供用開始（"）.....	931
道路の区域変更（県道宇和高山線）.....	931
道路の供用開始（"）.....	931
道路の区域変更（県道宇和明浜線）.....	931
道路の供用開始（"）.....	932
道路の区域変更（一般国道378号）.....	932
道路の供用開始（"）.....	932
道路の供用開始（県道吉田宇和島線）.....	932
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	933
道路の供用開始（"）.....	933
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	933
道路の供用開始（"）.....	933
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	933
道路の供用開始（"）.....	934
開発行為に関する工事の完了.....	934

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1670号

次のとおり落札者を決定した。
平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
地方税電子申告システム用機器一式	愛媛県総務部管理 局税務課オンライン 管理係 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成17年8月31日	NECリース株式会 社 四国支店 高松市中野町29番2 号	1,416,450円 （月額）	一般競争入札	平成17年7月19日

○愛媛県告示第1671号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。
平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300052111	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	川又重勝	児童居宅介護	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1672号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100052113	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	川 又 重 勝	身体障害者居宅介護	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1673号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200067110	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	川 又 重 勝	知的障害者居宅介護	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1番38号	平成17年 8月1日

○愛媛県告示第1674号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
田 口 敬 子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	東温市横河原366番地	平成17年 6月1日
上 村 重 喜	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地63番地	平成12年 4月1日
松 田 昌 三	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	松田循環器科内科	西条市三津屋南13 - 50	平成17年 8月1日
藤 澤 義 人	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548	大 洲 記 念 病 院	大洲市徳森1512 - 1	平成16年 4月1日
松 野 裕 介	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433 - 1	医療法人愛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	平成17年 8月1日
佐 藤 元 通	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町北小路甲217番地	市立吉田総合病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	〃
甲 谷 孝 史	〃	〃	〃	〃	〃
佐 伯 克 哉	〃	〃	〃	〃	〃
大 下 祐 次	〃	〃	〃	〃	〃
松 野 敏 文	伊 予 診 療 所	伊予市米湊816番地	松野内科クリニック	伊予郡松前町大間166番地1	平成17年 9月1日

○愛媛県告示第1675号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	菅 本 隆 雄	今治市喜田村七丁目1番6号	平成 17年 6月30日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	町 立 津 島 病 院	野 本 裕 二	北宇和郡津島町大字高田丙15番地	平成 17年7月27日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	医療法人愛媛会石川病院	塩 崎 隆 博	四国中央市上分町732番地1	平成 17年8月2日
聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 野 尚	東温市志津川	平成 17年8月31日

○愛媛県告示第1676号

県営中山間地域総合整備事業鬼北2期地区（興野々山手工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成17年9月17日から平成17年10月6日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第1677号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・大宿地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農地保全事業・大宿地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年9月20日から10月19日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第1678号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大宿地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大宿地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年9月20日から10月19日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第1679号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大宿地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大宿地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年9月20日から10月19日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第1680号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・大宿地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（ため池等整備事業・大宿地区）計画書の写し
- (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年9月20日から10月19日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第1681号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾 344 の 1、字鶴嘴 339 の 1
(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1682号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 倉谷川	右岸 西条市大字中野字船形乙 183 番 1 及び乙 183番 2 地先から同市大字中野字船形乙 152 番 1 地先まで 左岸 西条市大字中野字船形乙 182 番 5 地先から同市大字中野字船形乙 163 番 1 地先まで
支流 青木川	右岸 西条市大字津越字石平ラトシ7136番 2 地先から同市大字津越字谷端7131番 3 地先まで 左岸 西条市大字中野字船形乙15番11地先から同市大字中野字船形乙16番 1 地先まで

○愛媛県告示第1683号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
小支流 河舞川	右岸 宇和島市高串字河舞 2 番耕地2149番地先から同市光満字葎川甲 495 番 2 地先まで 左岸 宇和島市高串字河舞 2 番耕地2147番地先から同市光満字紙漣甲 494 番 2 地先まで
小々支流 奥高串川	右岸 宇和島市高串字舟の川乙 367 番地先から同市高串字嘉一田 2 番耕地1046番地先まで 左岸 宇和島市高串字舟の川乙 366 番地先から同市高串字川原 2 番耕地 798 番 4 地先まで
小支流 谷川	右岸 宇和島市光満字石佛乙 953 番地先から同市光満字鹿場甲 991 番 3 地先まで 左岸 宇和島市光満字石佛乙 964 番地先から同市光満字長追甲 146 番地先まで
小支流 辰ヶ谷川	右岸 宇和島市光満字辰ヶ谷甲 831 番 2 地先から同市光満字畔田甲 802 番 7 まで 左岸 宇和島市光満字辰ヶ谷甲 831 番 1 地先から同市光満字畔田甲 802 番 7 まで
小支流 京の川	右岸 宇和島市光満字打越甲 742 番地先から同市光満字出合甲 649 番 1 地先まで 左岸 宇和島市光満字打越甲 741 番 1 地先から同市光満字畔田甲 800 番 2 地先まで
支流 東谷川	右岸 宇和島市柿原字駄馬甲 699 番 1 地先から同市柿原字内屋敷甲 949 番 2 地先まで 左岸 宇和島市柿原字駄馬甲 774 番 2 地先から同市柿原字内屋敷甲 961 番 2 地先まで

支流 本田川	右岸 宇和島市柿原字駄馬甲 699 番 1 地先から同市柿原字内屋敷甲 949 番 2 地先まで 左岸 宇和島市柿原字駄馬甲 774 番 2 地先から同市柿原字内屋敷甲 961 番 2 地先まで
支流 谷ノ谷川	右岸 宇和島市柿原字杉の木甲1822番 1 地先から同市柿原字小谷甲1921番 2 地先まで 左岸 宇和島市柿原字小谷甲1884番 2 地先から同市柿原字堂子甲1930番 1 地先まで
小支流 間才川	右岸 宇和島市柿原字間才甲1555番 7 地先から同市柿原字清水甲1471番 1 地先まで 左岸 宇和島市柿原字間才甲1554番 1 地先から同市柿原字清水甲1472番 1 地先まで
小支流 花ナシ川	右岸 宇和島市伊吹町字花ナシ乙 366 番 1 地先から同市伊吹町字花ナシ甲1468番 1 地先まで 左岸 宇和島市伊吹町字花ナシ甲1447番 2 地先から同市伊吹町字花ナシ甲1427番 1 地先まで
支流 道免川	右岸 宇和島市伊吹町字笠松乙 136 番 1 地先から同市伊吹町字道免甲 123 番 2 地先まで 左岸 宇和島市伊吹町字カツガヒラ乙37番地先から同市伊吹町字丸山乙 4 番 1 地先まで
単流 深泥川	右岸 宇和島市藤江字奥深泥1191番地先から同市須賀通 151 番 2 地先まで 左岸 宇和島市藤江字奥深泥1242番 1 地先から同市須賀通 148 番 1 地先まで
支流 長堀川	右岸 宇和島市長堀一丁目字川曾根甲 325 番 1 地先から同市新田町字長堀乙1680番 2 地先まで 左岸 宇和島市長堀甲54番 1 地先から同市新田町一丁目字松崎乙1859番 6 地先まで
幹流 裡田川	右岸 宇和島市川内字水ヶ谷甲1288番10地先から同市新田町三丁目字長堀甲43番地先まで 左岸 宇和島市川内字水ヶ谷甲1262番 2 地先から同市長堀二丁目字長堀甲44番地先まで
単流 斉藤部川	右岸 宇和島市山際四丁目字中汐田乙1697番 1 地先から同市元結二丁目字丁田乙1733番 6 地先まで 左岸 宇和島市新田町一丁目字長堀乙1694番 1 地先から同市新田町一丁目字長堀乙1680番 4 地先まで
支流 片川	右岸 宇和島市川内字片川甲2331番 1 地先から同市川内字大黒田甲2142番地先まで 左岸 宇和島市川内字片川甲2330番地先から同市川内字大黒田甲2125番12地先まで
支流 草木川	右岸 宇和島市祝森字奥太場甲3227番地先から同市祝森字カノム子甲3081番 1 地先まで 左岸 宇和島市祝森字奥太場甲3228番 1 地先から同市祝森字屋根添甲3259番 1 地先まで
支流 野井川	右岸 宇和島市祝森字板ヶ谷甲4503番地先から同市祝森字鍛冶屋川甲4067番 2 地先まで 左岸 宇和島市祝森字成八ツ甲4490番地先から同市祝森字鍛冶屋川甲4066番地先まで
支流 石丸川	右岸 宇和島市祝森字本の畑甲 653 番 2 地先から同市祝森字梶株甲 680 番 2 地先まで 左岸 宇和島市祝森字ケラ田甲 584 番 3 地先から同市祝森字ジセキ甲 538 番 1 地先まで
幹流 大小浜川	右岸 宇和島市小浜2465番 1 地先から同市小浜2665番 2 地先まで 左岸 宇和島市小浜2463番 2 地先から同市小浜2198番 2 地先まで
幹流 高想川	右岸 宇和島市白浜 481 番 4 地先から同市白浜 274番 6 地先まで 左岸 宇和島市白浜 479 番 1 地先から同市白浜 556番 1 地先まで
幹流 白浦川	右岸 宇和島市白浜 8 番 1 地先から同市白浜90番 1 地先まで 左岸 宇和島市白浜 8 番 2 地先から同市白浜98番 2 地先まで
幹流 ヲモ田川	右岸 宇和島市石応 666 番 1 地先から同市石応 557番 2 地先まで 左岸 宇和島市石応 665 番地先から同市石応 560 番 2 地先まで

○愛媛県告示第1684号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地1

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

埋立区域1

西予市三瓶町垣生字サルカクボ甲48番1から同字家ノ前甲107番1に至る地先公有水面

埋立区域2

西予市三瓶町垣生字前新地丙1番3から同字新地丙14番9に至る地先公有水面

イ 区域

埋立区域1

次の1点から49点までを順次直線で結んだ線並びに49点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸との接する線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番4地先護岸上に設置された金属錕）は、北緯33度22分48秒、東経132度24分36秒の地点

1点は、基点から真北15度07分18秒62.97メートルの地点

2点は、1点から真北102度12分26秒0.90メートルの地点

3点は、2点から真北12度03分08秒28.71メートルの地点

4点は、3点から真北12度06分41秒5.95メートルの地点

5点は、4点から真北14度43分39秒5.00メートルの地点

6点は、5点から真北15度05分16秒5.00メートルの地点

7点は、6点から真北15度26分24秒5.00メートルの地点

8点は、7点から真北15度47分46秒5.00メートルの地点

9点は、8点から真北16度09分09秒5.00メートルの地点

10点は、9点から真北16度22分23秒1.19メートルの地点

11点は、10点から真北106度35分57秒2.24メートルの地点

12点は、11点から真北16度34分59秒4.70メートルの地点

13点は、12点から真北286度35分57秒2.24メートルの地点

14点は、13点から真北16度55分44秒5.00メートルの地点

15点は、14点から真北17度17分06秒5.00メートルの地点

16点は、15点から真北17度38分29秒5.00メートルの地点

17点は、16点から真北17度59分52秒5.00メートルの地点

18点は、17点から真北18度21分14秒5.00メートルの地点

19点は、18点から真北18度42分37秒5.00メートルの地点

20点は、19点から真北19度03分59秒5.00メートルの地点

21点は、20点から真北19度19分14秒2.13メートルの地点

22点は、21点から真北19度24分14秒29.92メートルの地点

23点は、22点から真北19度28分20秒5.00メートルの地点

24点は、23点から真北19度21分20秒5.00メートルの地点

25点は、24点から真北18度54分36秒5.00メートルの地点

26点は、25点から真北18度08分08秒5.00メートルの地点

27点は、26点から真北17度01分45秒5.00メートルの地点

28点は、27点から真北15度35分10秒5.00メートルの地点

29点は、28点から真北13度48分12秒5.00メートルの地点

30点は、29点から真北11度40分49秒5.00メートルの地点

31点は、30点から真北9度58分34秒2.12メートルの地点

32点は、31点から真北98度25分28秒2.26メートルの地点

33点は、32点から真北8度25分28秒4.71メートルの地点

34点は、33点から真北278度25分28秒2.26メートルの地点

35点は、34点から真北6度15分29秒5.00メートルの地点

36点は、35点から真北3度59分16秒5.00メートルの地点

37点は、36点から真北1度43分03秒5.00メートルの地点

38点は、37点から真北359度26分49秒5.00メートルの地点

39点は、38点から真北357度10分36秒5.00メートル

の地点

40点は、39点から真北 354 度54分23秒5 .00メートル

の地点

41点は、40点から真北 352 度38分09秒5 .00メートル

の地点

42点は、41点から真北 350 度21分56秒5 .00メートル

の地点

43点は、42点から真北 348 度29分10秒3 .28メートル

の地点

44点は、43点から真北72度15分00秒3 .65メートルの

地点

45点は、44点から真北 342 度15分00秒 29 .00 メートル

の地点

46点は、45点から真北 252 度15分00秒5 .11メートル

の地点

47点は、46点から真北 334 度19分38秒5 .00メートル

の地点

48点は、47点から真北 333 度02分43秒5 .00メートル

の地点

49点は、48点から真北 332 度16分59秒2 .63メートル

の地点

埋立区域 2

次の50点から93点までを順次直線で結んだ線、93点と94点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸との境界線、次の94点から113点までを順次直線で結んだ線並びに113点と50点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈎）は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

50点は、基点から真北 284 度25分36秒 49 .16 メートルの地点

51点は、50点から真北 260 度37分03秒1 .48メートルの地点

52点は、51点から真北 260 度37分03秒5 .84メートルの地点

53点は、52点から真北 259 度17分48秒2 .81メートルの地点

54点は、53点から真北 259 度17分48秒2 .05メートルの地点

55点は、54点から真北 257 度47分52秒4 .83メートルの地点

56点は、55点から真北 255 度56分10秒4 .79メートルの地点

57点は、56点から真北 253 度45分33秒0 .19メートルの地点

58点は、57点から真北 253 度45分33秒4 .56メートルの地点

59点は、58点から真北 251 度14分23秒4 .78メートルの地点

60点は、59点から真北 248 度46分15秒4 .64メートル

の地点

61点は、60点から真北 245 度54分23秒4 .70メートル

の地点

62点は、61点から真北 243 度02分30秒1 .57メートル

の地点

63点は、62点から真北 243 度02分30秒2 .40メートル

の地点

64点は、63点から真北 243 度02分30秒0 .72メートル

の地点

65点は、64点から真北 240 度10分37秒4 .70メートル

の地点

66点は、65点から真北 237 度18分43秒4 .70メートル

の地点

67点は、66点から真北 234 度26分50秒4 .70メートル

の地点

68点は、67点から真北 231 度34分56秒3 .88メートル

の地点

69点は、68点から真北 231 度34分56秒0 .81メートル

の地点

70点は、69点から真北 228 度43分02秒4 .70メートル

の地点

71点は、70点から真北 225 度51分09秒4 .70メートル

の地点

72点は、71点から真北 222 度59分15秒4 .70メートル

の地点

73点は、72点から真北 220 度07分22秒4 .70メートル

の地点

74点は、73点から真北 217 度15分29秒4 .70メートル

の地点

75点は、74点から真北 214 度23分35秒4 .70メートル

の地点

76点は、75点から真北 211 度31分42秒4 .70メートル

の地点

77点は、76点から真北 208 度39分48秒4 .70メートル

の地点

78点は、77点から真北 205 度47分55秒4 .70メートル

の地点

79点は、78点から真北 202 度56分02秒4 .70メートル

の地点

80点は、79点から真北 200 度04分08秒4 .27メートル

の地点

81点は、80点から真北 200 度04分08秒0 .43メートル

の地点

82点は、81点から真北 197 度29分17秒0 .41メートル

の地点

83点は、82点から真北 103 度04分25秒3 .64メートル

の地点

84点は、83点から真北 191 度20分34秒1 .80メートル

の地点

85点は、84点から真北 283 度04分25秒2 .62メートル

の地点

86点は、85点から真北 191 度20分34秒 20 .08 メートル

の地点

87点は、86点から真北 101 度20分34秒2 .62メートルの地点
 88点は、87点から真北 191 度20分34秒0 .90メートルの地点
 89点は、88点から真北 281 度20分34秒4 .47メートルの地点
 90点は、89点から真北 183 度00分11秒5 .03メートルの地点
 91点は、90点から真北 180 度00分56秒4 .74メートルの地点
 92点は、91点から真北 177 度09分03秒4 .74メートルの地点
 93点は、92点から真北 175 度02分36秒2 .23メートルの地点
 94点は、基点から真北 252 度04分15秒156 .14メートルの地点
 95点は、94点から真北20度14分09秒4 .78メートルの地点
 96点は、95点から真北22度56分03秒5 .41メートルの地点
 97点は、96点から真北25度47分56秒5 .41メートルの地点
 98点は、97点から真北28度39分49秒5 .41メートルの地点
 99点は、98点から真北31度31分43秒2 .96メートルの地点
 100点は、99点から真北31度31分43秒2 .45メートルの地点
 101点は、100点から真北34度23分36秒5 .41メートルの地点
 102点は、101点から真北37度15分29秒5 .41メートルの地点
 103点は、102点から真北40度07分22秒5 .41メートルの地点
 104点は、103点から真北42度59分16秒5 .41メートルの地点
 105点は、104点から真北45度51分09秒1 .85メートルの地点
 106点は、105点から真北45度51分09秒3 .56メートルの地点
 107点は、106点から真北48度43分02秒5 .41メートルの地点
 108点は、107点から真北51度34分56秒5 .41メートルの地点
 109点は、108点から真北54度26分49秒5 .41メートルの地点
 110点は、109点から真北56度35分00秒0 .50メートルの地点
 111点は、110点から真北56度35分00秒2 .16メートルの地点
 112点は、111点から真北 327 度22分53秒0 .83メートルの地点
 113点は、112点から真北 327 度22分53秒2 .52メー

トルの地点

ウ 面積

埋立区域 1 2,538.17平方メートル

埋立区域 2 2,193.12平方メートル

合 計 4,731.29平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

埋立区域 1

西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番3から同字家ノ前甲109番2に至る地先公有水面及び陸域

埋立区域 2

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲109番2から同字新地丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

埋立区域 1

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番4地先護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度22分48秒、東経132度24分36秒の地点

1点は、基点から真北18度26分43秒12.95メートルの地点

2点は、1点から真北102度04分08秒119.79メートルの地点

3点は、2点から真北18度20分56秒207.82メートルの地点

4点は、3点から真北4度23分36秒155.62メートルの地点

5点は、4点から真北261度43分05秒152.91メートルの地点

6点は、5点から真北165度36分26秒51.52メートルの地点

7点は、6点から真北181度11分04秒30.77メートルの地点

8点は、7点から真北282度56分15秒6.84メートルの地点

9点は、8点から真北205度49分13秒12.94メートルの地点

10点は、9点から真北216度34分25秒46.00メートルの地点

11点は、10点から真北168度51分13秒50.80メートルの地点

12点は、11点から真北191度46分28秒83.15メートルの地点

13点は、12点から真北102度04分45秒3.00メートルの地点

埋立区域 2

次の14点から31点までを順次直線で結んだ線及び31点と14点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

14点は、基点から真北259度58分27秒12.20メー

ルの地点

15点は、14点から真北 159 度29分44秒150.40メー

ルの地点

16点は、15点から真北 261 度43分05秒152.91メー

ルの地点

17点は、16点から真北 341 度52分11秒 43.50メー

ルの地点

18点は、17点から真北 330 度55分40秒 38.65メー

ルの地点

19点は、18点から真北 310 度26分52秒6.01メー

の地点

20点は、19点から真北 339 度00分30秒 18.19メー

ルの地点

21点は、20点から真北 352 度34分32秒 16.48メー

ルの地点

22点は、21点から真北16度46分50秒3.02メー

の地点

23点は、22点から真北86度16分43秒6.62メー

の地点

24点は、23点から真北 348 度24分05秒 14.83メー

ルの地点

25点は、24点から真北 262 度32分23秒7.71メー

の地点

26点は、25点から真北 346 度02分21秒9.96メー

の地点

27点は、26点から真北16度36分18秒 24.37メー

の地点

28点は、27点から真北69度33分15秒 18.22メー

の地点

29点は、28点から真北 0 度00分00秒7.28メー

の地点

30点は、29点から真北80度24分43秒 88.80メー

の地点

31点は、30点から真北 169 度18分31秒 32.07メー

ルの地点

ウ 面積

埋立区域1 46,396.42平方メートル

埋立区域2 26,006.48平方メートル

合 計 72,402.90平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 4,250平方メートル

海岸保全施設用地 約 390平方メートル

水路用地 約 90平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年9月2日

○愛媛県告示第1685号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字前新地丙 1 番 6 から同字新地丙 14番 9 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から35点までを順次直線で結んだ線並びに 35点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . + 2.30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度23分04秒、東経 132 度24分42秒の地点

1 点は、基点から真北 284 度25分36秒 49.16メー

ルの地点
2 点は、1 点から真北 260 度37分03秒1.48メー

の地点
3 点は、2 点から真北 260 度37分03秒5.84メー

の地点
4 点は、3 点から真北 259 度17分48秒2.81メー

の地点
5 点は、4 点から真北 259 度17分48秒2.05メー

の地点
6 点は、5 点から真北 257 度47分52秒4.83メー

の地点
7 点は、6 点から真北 255 度56分10秒4.79メー

の地点
8 点は、7 点から真北 253 度45分33秒0.19メー

の地点
9 点は、8 点から真北 253 度45分33秒4.56メー

の地点
10点は、9 点から真北 251 度14分23秒4.78メー

の地点
11点は、10点から真北 248 度46分15秒4.64メー

の地点
12点は、11点から真北 245 度54分23秒4.70メー

の地点
13点は、12点から真北 243 度02分30秒1.57メー

の地点
14点は、13点から真北 243 度02分30秒2.40メー

の地点
15点は、14点から真北 243 度02分30秒0.72メー

の地点
16点は、15点から真北 240 度10分37秒4.70メー

の地点
17点は、16点から真北 237 度18分43秒4.70メー

の地点
18点は、17点から真北 234 度26分50秒4.70メー

の地点

19点は、18点から真北 231 度34分56秒3 .88メートルの地点
 20点は、19点から真北 231 度34分56秒0 .81メートルの地点
 21点は、20点から真北 228 度43分02秒4 .70メートルの地点
 22点は、21点から真北 225 度51分09秒4 .70メートルの地点
 23点は、22点から真北 222 度59分15秒4 .70メートルの地点
 24点は、23点から真北 220 度07分22秒4 .70メートルの地点
 25点は、24点から真北 217 度15分29秒4 .70メートルの地点
 26点は、25点から真北 214 度23分35秒4 .70メートルの地点
 27点は、26点から真北 211 度31分42秒4 .70メートルの地点
 28点は、27点から真北 208 度39分48秒4 .70メートルの地点
 29点は、28点から真北 205 度47分55秒4 .70メートルの地点
 30点は、29点から真北 202 度56分02秒4 .70メートルの地点
 31点は、30点から真北 200 度04分08秒4 .27メートルの地点
 32点は、31点から真北 200 度04分08秒0 .43メートルの地点
 33点は、32点から真北 197 度29分17秒0 .41メートルの地点
 34点は、33点から真北 103 度04分25秒3 .64メートルの地点
 35点は、34点から真北60度02分12秒100 .13メートルの地点

ウ 面積

2,259.21平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲 109 番 2 から同字新地丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線及び18点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈿）は、北緯33度23分04秒、東経 132 度24分42秒の地点

1 点は、基点から真北 259 度58分27秒 12.20メートルの地点

2 点は、1点から真北 159 度29分44秒 150.40メートルの地点

3 点は、2点から真北 261 度43分05秒 152.91メートルの地点

4 点は、3点から真北 341 度52分11秒 43.50メー

ルの地点

5 点は、4点から真北 330 度55分40秒 38.65メートルの地点

6 点は、5点から真北 310 度26分52秒 6.01メートルの地点

7 点は、6点から真北 339 度00分30秒 18.19メートルの地点

8 点は、7点から真北 352 度34分32秒 16.48メートルの地点

9 点は、8点から真北16度46分50秒 3.02メートルの地点

10 点は、9点から真北86度16分43秒 6.62メートルの地点

11 点は、10点から真北 348 度24分05秒 14.83メートルの地点

12 点は、11点から真北 262 度32分23秒 7.71メートルの地点

13 点は、12点から真北 346 度02分21秒 9.96メートルの地点

14 点は、13点から真北16度36分18秒 24.37メートルの地点

15 点は、14点から真北69度33分15秒 18.22メートルの地点

16 点は、15点から真北 0 度00分00秒 7.28メートルの地点

17 点は、16点から真北80度24分43秒 88.80メートルの地点

18 点は、17点から真北 169 度18分31秒 32.07メートルの地点

ウ 面積

26,006.48平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 2,190平方メートル

水路用地 約 70平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年9月2日

○愛媛県告示第1686号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市土地開発公社

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地

代表者 西予市土地開発公社理事長 別宮 静

西予市野村町旭 366 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲 168 番 3 から同字前新地丙11番6に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.30メートル)における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点(西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈔)は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

1点は、基点から真北252度04分15秒156.14メートルの地点

2点は、1点から真北20度14分09秒4.78メートルの地点

3点は、2点から真北22度56分03秒5.41メートルの地点

4点は、3点から真北25度47分56秒5.41メートルの地点

5点は、4点から真北28度39分49秒5.41メートルの地点

6点は、5点から真北31度31分43秒2.96メートルの地点

7点は、6点から真北31度31分43秒2.45メートルの地点

8点は、7点から真北34度23分36秒5.41メートルの地点

9点は、8点から真北37度15分29秒5.41メートルの地点

10点は、9点から真北40度07分22秒5.41メートルの地点

11点は、10点から真北42度59分16秒5.41メートルの地点

12点は、11点から真北45度51分09秒1.85メートルの地点

13点は、12点から真北45度51分09秒3.56メートルの地点

14点は、13点から真北48度43分02秒5.41メートルの地点

15点は、14点から真北51度34分56秒5.41メートルの地点

16点は、15点から真北54度26分49秒5.41メートルの地点

17点は、16点から真北56度35分00秒0.50メートルの地点

18点は、17点から真北56度35分00秒2.16メートルの地点

19点は、18点から真北327度22分53秒0.83メートルの地点

20点は、19点から真北327度22分53秒2.52メートルの地点

ウ 面積

1,261.06平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西予市三瓶町垣生字家ノ前甲109番2から同字新地

丙14番12に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線及び18点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西予市三瓶町垣生字新地丙14番11地先東川河口部の右岸側護岸上に設置された金属鈔)は、北緯33度23分04秒、東経132度24分42秒の地点

1点は、基点から真北259度58分27秒12.20メートルの地点

2点は、1点から真北159度29分44秒150.40メートルの地点

3点は、2点から真北261度43分05秒152.91メートルの地点

4点は、3点から真北341度52分11秒43.50メートルの地点

5点は、4点から真北330度55分40秒38.65メートルの地点

6点は、5点から真北310度26分52秒6.01メートルの地点

7点は、6点から真北339度00分30秒18.19メートルの地点

8点は、7点から真北352度34分32秒16.48メートルの地点

9点は、8点から真北16度46分50秒3.02メートルの地点

10点は、9点から真北86度16分43秒6.62メートルの地点

11点は、10点から真北348度24分05秒14.83メートルの地点

12点は、11点から真北262度32分23秒7.71メートルの地点

13点は、12点から真北346度02分21秒9.96メートルの地点

14点は、13点から真北16度36分18秒24.37メートルの地点

15点は、14点から真北69度33分15秒18.22メートルの地点

16点は、15点から真北0度00分00秒7.28メートルの地点

17点は、16点から真北80度24分43秒88.80メートルの地点

18点は、17点から真北169度18分31秒32.07メートルの地点

ウ 面積

26,006.48平方メートル

3 埋立地の用途

公共施設用地 約1,190平方メートル

水路用地 約70平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年9月2日

○愛媛県告示第1687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地1329番5から 同町平地1340番2まで	旧	メートル 6.3～13.1	キロメートル 0.053	
			新	9.5～18.6	0.053	

○愛媛県告示第1688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地1329番5から 同町平地1340番2まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙23番19から 同市上須戒丙23番17まで	旧	メートル 5.0～8.1	キロメートル 0.180	
			新	12.4～15.7	0.180	

○愛媛県告示第1690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙23番19から 同市上須戒丙23番17まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒甲1181番4	旧	メートル 4.2～7.5	キロメートル 0.062	
			新	4.8～10.0	0.062	

○愛媛県告示第1692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒甲1181番4	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3404番3地先から 同町宇和川3404番2まで	旧	メートル 12.5～18.4	キロメートル 0.130	
			新	13.1～19.2	0.130	

○愛媛県告示第1694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3404番3地先から 同町宇和川3404番2まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	山鳥坂名荷谷線	大洲市肱川町中居谷1109番2から 同町中居谷1092番3まで	旧	メートル 3.1～6.1	キロメートル 0.155	
			新	6.8～23.2	0.160	

○愛媛県告示第1696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1981番5から 同町山鳥坂1980番7まで	旧	メートル 3.8～6.4	キロメートル 0.078	
			新	5.1～14.7	0.079	

○愛媛県告示第1697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1981番5から 同町山鳥坂1980番7まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市明浜町俵津10番耕地724番7から 同町俵津10番耕地724番2まで	旧	メートル 8.2～32.6	キロメートル 0.148	
			新	14.2～57.2	0.150	

○愛媛県告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	西予市明浜町俵津10番耕地724番7から 同町俵津10番耕地724番2まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地1285番2から 同町依津2番耕地964番2まで	旧	メートル 7.8~17.8	キロメートル 0.115	
			新	23.6~75.8	0.105	

○愛媛県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地1285番2から 同町依津2番耕地964番2まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江167番13から 同町皆江162番14まで	旧	メートル 7.8~20.8	キロメートル 0.222	
			新	17.2~69.8	0.222	

○愛媛県告示第1703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江167番13から 同町皆江162番14まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字組地甲1507番5から 同市大浦字谷山丙158番1まで	平成17年10月3日

○愛媛県告示第1705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都937番地先から 同町僧都965番2地先	旧	メートル 3.4～8.0	キロメートル 0.234	
			新	9.0～13.0	0.219	

○愛媛県告示第1706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都937番地先から 同町僧都965番2地先	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本620番から 同町脇本802番3地先まで	旧	メートル 7.8～28.2	キロメートル 0.231	
			新	4.2～39.0	0.231	

○愛媛県告示第1708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町脇本620番から 同町脇本802番3地先まで	平成17年9月16日

○愛媛県告示第1709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字横浜甲10番8から 同町北灘字横濱甲9番まで	旧	メートル 6.2~13.2	キロメートル 0.070	
			新	20.2~28.4	0.070	

○愛媛県告示第1710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字横浜甲10番8から 同町北灘字横濱甲9番まで	平成17年 9月16日

○愛媛県告示第1711号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 9月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17西建管第729号 平成17年 9月 2日	西条市朔日市字秋吉633番1乃至633番3、633番7、633番8、633番10乃至633番15、633番17乃至633番25、634番1乃至634番4、633番1地先農道、633番13地先農道、633番14地先農道、633番15地先農道及び633番25地先農道	西条市神拝甲511番109 有限会社すばる 取締役 井下 富士男 西条市神拝甲464番地7 首藤 春 夫 西条市今在家46番地1 山 川 英 紀
17松局建（開）第33号 平成17年 9月 5日	伊予郡松前町大字筒井字唐新開1037番1	松山市生石町649番地11 有限会社不動産シスコ 代表取締役 藤 縄 武
17松局建（開）第34号 平成17年 9月 7日	伊予郡松前町大字出作字山王19番7	松山市越智町211番地1 神 野 裕 士